

1 京丹後市観光立市推進条例

(1)京丹後市観光立市推進条例の概要について

○ 前文について

第1段落では、本市の発展において、観光が果たす役割の大きさ、その重要性を述べています。

(観光の果たす役割)

- ①雇用の増大と幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するもの
- ②市民生活の安定向上に貢献するもの
- ③活力に満ちた地域社会の実現を促進するもの
- ④将来の定住につながる交流人口の拡大に重要なもの

第2段落では、本市が自然、温泉、味覚、歴史、産業、文化のすべてにおいて、多彩で魅力的な観光資源を有する地域であることを述べています。

第3段落では、観光を取り巻く状況の変化とそれに対する的確な対応が必要であること、そして、観光立市を実現するために不可欠なこと、重要なことを述べています。

(観光立市実現にむけて不可欠なこと、重要なこと)

- ①山陰海岸ジオパーク※など世界的な展開ができる持続可能な地域の創造
- ②観光をまちづくりのリーディング産業として発展させる
- ③他産業や暮らしそのものが観光資源になる「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指す
- ④基盤の整備及び環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たす

第4段落では、この条例の位置づけ、目的を述べています。

市、市民、観光事業者、観光関係団体などが協働して、国が定めた「観光立国推進基本法」の目的に準拠し、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

1 目的について

観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務、市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

2 用語の定義

観光事業者・・・主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者。

観光関係団体・観光事業者で組織される団体、観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関などで組織される団体。

旅行関連施設・観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設。

3 市の責務について

- ①基本理念に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- ②施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力を努める。
- ③市、市民、観光事業者、観光関係団体などが、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行う。

4 市民の役割について

- ①観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。
- ②地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上、地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努める。
- ③地域内の生活環境の美化、自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったもてなしに努める。

5 観光事業者の役割について

- ①基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス、環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努める。
- ②市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努める。

6 観光関係団体の役割について

- ①基本理念に則り、業界、業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、接遇の向上など受入体制の整備などに取り組むよう努める。
- ②市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努める。

7 基本的施策について

- ①市は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画を定める。
- ②市は、競争力の高い魅力ある観光地、観光資源の活用による魅力ある観光地、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、必要な施策を講じる。

- ③市は、観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、必要な施策を講じる。
- ④市は、外国人観光旅行者の来訪の促進及び国際相互交流の促進のため、必要な施策を講じる。
- ⑤市は、観光旅行者の来訪の促進、観光旅行者に対する接遇及び利便性の向上、安全の確保を図るため、必要な施策を講じる。

○京丹後市観光立市推進条例（平成 21 年 3 月 30 日）

目次

前文
 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
 第 2 章 基本的施策
 第 1 節 京丹後市観光振興計画等(第 8 条・第 9 条)
 第 2 節 魅力ある観光地の形成(第 10 条—第 13 条)
 第 3 節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第 14 条・第 15 条)
 第 4 節 国際観光の振興(第 16 条・第 17 条)
 第 5 節 観光旅行の促進のための環境の整備(第 18 条—第 24 条)
 第 3 章 京丹後市観光立市推進会議(第 25 条—第 28 条)
 第 4 章 雑則(第 29 条)

附則

本市の将来像「ひとみずみどり歴史と文化が織りなす交流のまち」の
 実現に向け、観光の果たす役割はきわめて大きい。観光は、訪れる人々と地域
 の人々との相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大と農林水産業、
 商工業、サービス業等の幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与すると
 もに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて市民生活の安定向上に貢献
 するものである。また、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満
 ちた地域社会の実現を促進し、本市の自然、歴史、文化等に関する理解を深め
 るものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大にも重要な役割を担っ
 ていくものである。

本市は、国の天然記念物及び名勝指定の琴引浜をはじめ、山陰海岸国立公園
 及び丹後天橋立江山国定公園に指定されている風光明媚な海岸線、近畿最大
 の内山ブナ林等豊かな自然に恵まれている。さらに、府最古の木津温泉をは
 じめとする多くの温泉、丹後コシヒカリや間人ガニに代表される農産物・海産
 物など四季の味覚、古代丹後王国とも称される数々の史跡や伝説、日本一の生
 産量を誇る丹後ちりめん等自然、歴史及び文化のすべてにおいて多彩な観光資
 源を有している。

しかし、観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向等により観光
 旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加、観光圏※としての広
 域連携、外国からの誘客等近年の観光をめぐる様々な変化への的確な対応を求
 めている。これらに適切に対処し、観光立市を実現するためには、山陰海岸ジ
 オパーク※等、世界的な展開ができる持続可能な地域を創造するとともに、観光
 をまちづくりのリーディング産業として発展させ、さらに他産業や暮らしその
 のものが観光資源となる、「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある観光地を目指す
 ことが不可欠であり、このためには、観光立市の実現に向けた基盤の整備及び
 環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひ
 とりがその担い手としての役割を果たすことが重要である。

ここに、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、「観光立国推進
 基本法」の目的に準拠し、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に
 推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定め、市の責務並
 びに市民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観

光立市の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、交流人口の拡大、本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 観光事業者 主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。
- (2) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。
- (3) 旅行関連施設 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設をいう。

(基本理念)

第3条 観光立市の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、市民にとって誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

- 2 観光立市の実現に関する施策は、観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上を図られるよう講じられなければならない。
- 3 観光立市の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講じられなければならない。
- 4 観光立市の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、市及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、市、市民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、観光立市の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、その効果的な実施を図るため、府及び他の自治体との広域的な連携協力に努めるものとする。
- 3 市は、市、市民、観光事業者、観光関係団体等が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民は、地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上及び地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地域内の生活環境の美化及び自然環境の保全に努めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、こころのこもったおもてなしに努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、待遇の向上など受入体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 京丹後市観光振興計画等

(京丹後市観光振興計画)

- 第8条 市長は、観光立市の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、京丹後市観光振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。
- 2 振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 観光立市の実現に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 観光立市の実現に関する目標
 - (3) 観光立市の実現に関し、市が総合的かつ計画的に講じるべき施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、振興計画を定めるにあたっては、あらかじめ、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。
(財政上の措置)
- 第9条 市は、観光立市の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 第2節 魅力ある観光地の形成
(競争力の高い魅力ある観光地の形成)
- 第10条 市は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに旅行関連施設及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。
(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)
- 第11条 市は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉、四季の味覚その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。
(世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成)
- 第12条 市は、山陰海岸ジオパーク※の推進等、世界的な展開ができる持続可能な観光地の形成を図るため、貴重な地質遺産の保全、観光旅行への活用に必要な施策を講じるものとする。
(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)
- 第13条 市は、観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。
第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
(観光産業の競争力の強化)
- 第14条 市は、観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、他産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。
(観光の振興に寄与する人材の育成)
- 第15条 市は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。
第4節 国際観光の振興
(外国人観光旅行者の来訪の促進)
- 第16条 市は、外国人観光旅行者の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本市の自然、文化、伝統等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅行者の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。
(国際相互交流の促進)
- 第17条 市は、友好都市との国際交流等を通じて、観光分野における国際相互交流の促進に必要な施策を講じるものとする。
第5節 観光旅行の促進のための環境の整備
(観光旅行者の本市への来訪の促進)
- 第18条 市は、観光旅行者の本市への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、市内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第19条 市は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、自然、歴史、文化、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第20条 市は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第21条 市は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行への対応)

第22条 市は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るための自然、文化、環境、産業等に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、その他多様な観光旅行の形態に対応するための必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第23条 市は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進及び観光旅行者のモラル向上に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、観光地における良好な景観の保全を図るため、街並み景観の保全、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第24条 市は、市民の観光立市に対する意識の高揚、もてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第3章 京丹後市観光立市推進会議

(観光立市推進会議の設置)

第25条 市は、振興計画について審議し、及びその実施を推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市観光立市推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第26条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、観光事業者、観光関係団体及び各種団体の代表者、観光に関する有識者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 計画策定の経緯

(1) 検討委員会会則

「(仮称)京丹後市観光振興条例・観光振興計画検討委員会」会則

(名称)

第1条 本会は、「(仮称)京丹後市観光振興条例・観光振興計画検討委員会」という。

(目的)

第2条 本会は、(仮称)京丹後市観光振興条例及び(仮称)京丹後市観光振興計画策定にあたり、その内容の検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 本会の委員は、観光及びまちづくりに関する団体等の代表、有識者、関係行政機関の職員をもって組織する。

2 本会の委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 本会には、委員長1名、副委員長1名をおく。

2 委員長及び副委員長は、会員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理し、会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会の構成)

第5条 本会に、全体会議及び部会を設ける。

(全体会議)

第6条 全体会議は、会員全員で構成する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、全体会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 部会は、次の7部会を設ける。

(1) 統括・条例部会

(2) 峰山町地域計画部会

(3) 大宮町地域計画部会

(4) 網野町地域計画部会

(5) 丹後町地域計画部会

(6) 弥栄町地域計画部会

(7) 久美浜町地域計画部会

2 必要に応じて、上記以外の部会を設けることができるものとする。

3 各部会に、部会長1名をおく。

4 部会は、本会員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、京丹後市商工観光部観光振興課において行う。

(その他)

第9条 以上のほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が全体会議に諮り定める。

附則

この会則は、平成20年8月20日から施行する。

(3)検討経緯

計画検討会議等	
平成20年 8月20日	検討委員会・全体会①
平成20年10月 9日	検討委員会・丹後町地域計画部会①
平成20年10月10日	検討委員会・大宮町地域計画部会①
平成20年10月14日	検討委員会・峰山町地域計画部会①
平成20年10月15日	検討委員会・網野町地域計画部会①
平成20年10月15日	検討委員会・久美浜地域計画部会①
平成20年10月16日	検討委員会・弥栄町地域計画部会①
平成20年10月20日	検討委員会・大宮町地域計画部会②
平成20年10月27日	検討委員会・峰山町地域計画部会②
平成20年10月28日	検討委員会・久美浜町地域計画部会②
平成20年10月29日	検討委員会・網野町地域計画部会②
平成20年11月 5日	検討委員会・弥栄町地域計画部会②
平成20年11月 6日	検討委員会・丹後町地域計画部会②
平成20年11月26日	検討委員会・情報部会①
平成20年11月27日	検討委員会・商品部会①
平成20年11月28日	検討委員会・宿泊部会①
平成20年12月 5日	検討委員会・統括・条例部会①
平成20年12月16日	検討委員会・商品部会②
平成20年12月17日	検討委員会・宿泊部会②
平成20年12月18日	検討委員会・情報部会②
平成21年 1月 7日	条例・計画庁内関係課調整会議
平成21年 1月14日	検討委員会・商品部会③
平成21年 1月15日	検討委員会・宿泊部会③
平成21年 1月15日	検討委員会・情報部会③
平成21年 2月 5日	検討委員会・統括・条例部会②
平成21年 3月12日	検討委員会・全体会②
平成21年 5月 8日	京丹後市議会議員全員協議会
平成21年 5月22日	京丹後市観光立市推進会議

京丹後市議会条例検討（事務局参加）	
平成20年10月 2日	京丹後市議会産業建設常任委員会
平成20年10月16日	京丹後市議会産業建設常任委員会・先進地視察（富士河口湖町）
平成20年12月 6日	京丹後市議会産業建設常任委員会
平成20年12月22日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成20年12月25日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 1月 8日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 1月16日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 1月21日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会・作業部会
平成21年 1月29日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 2月17日	京丹後市議会議員全員協議会
平成21年 2月17日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 3月11日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会・作業部会
平成21年 3月19日	京丹後市議会観光振興条例調査特別委員会
平成21年 3月24日	京丹後市議会議員全員協議会

市民意見募集	
平成20年11月	観光振興に関する市民意見募集（11/7～12/19）
平成21年 2月	京丹後市観光立市推進条例（案）パブリックコメント（2/4～2/28）
平成21年 4月	京丹後市観光振興計画（案）パブリックコメント（4/2～4/24）

3 観光資源一覧

○京丹後市内の主な観光資源一覧

■温泉（「たんご湯遊パス」対象日帰り温泉）

地域	名 称	概 要	所 在 地
大宮町	おおみや小町温泉	玉砂利が敷き詰められた露天風呂は和風の情緒	大宮町三坂 105-15
網野町	浅茂川温泉静の里	露天風呂や大浴場が人気、室内温泉プールも併設	網野町浅茂川 1449
網野町	花ゆうみ	開放感たっぷりの大浴場や、滝の流れる露天風呂	網野町浜詰 256-1
丹後町	宇川温泉よし野の里	海側と山側の温泉があり、日本海が眺望できる	丹後町久僧 1562
丹後町	丹後温泉はしうど荘	後ヶ浜や立岩に近いロケーションで絶景が楽しめる	丹後町間人 632-1
丹後町	漁火亭	目の前に広がる日本海を一望	丹後町間人 1789-1
弥栄町	弥栄あしぎぬ温泉	露天滝風呂・サウナ・ジャグジーなどが楽しめる	弥栄町木橋 1146
久美浜町	久美浜温泉湯元館	露天風呂、内風呂ともに一切循環なしの天然温泉	久美浜町平田 1106-4
久美浜町	みなと悠悠	自家源泉のお湯を贅沢に掛け流している	久美浜町湊宮 2102-1

■海水浴場

地域	名 称	連絡員設置期間	所 在 地
網野町	遊海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町掛津
網野町	掛津海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町掛津
網野町	小浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町小浜
網野町	浅茂川海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町浅茂川
網野町	浜詰海水浴場	7月中旬～8月中旬	網野町浜詰
丹後町	中浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町中浜
丹後町	久僧海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町久僧
丹後町	平海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町平
丹後町	高嶋海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町上野
丹後町	竹野海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町竹野
丹後町	後ヶ浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町間人
丹後町	砂方海水浴場	7月中旬～8月中旬	丹後町砂方
久美浜町	箱石浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町箱石
久美浜町	葛野浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町葛野
久美浜町	小天橋海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町湊宮
久美浜町	蒲井浜海水浴場	7月中旬～8月中旬	久美浜町蒲井

■キャンプ場、体験交流施設

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	天女の里	田舎情緒あふれるコテージとキャンプ場	峰山町鱒留 1642
峰山町	ウッディいさなご・いさなご工房	気軽に楽しく木工品づくり、陶芸が楽しめる	峰山町五箇 44-1
大宮町	大宮ふれあい工房	染色体験、陶芸体験ができる	大宮町三坂 105-12
網野町	網野山村体験交流センターせせらぎ	キャンプサイトの他、ロッジ風の建物で宿泊ができる	網野町切畑 1394
丹後町	碓高原キャンプ場	標高 400m、高原のキャンプ場	丹後町碓
丹後町	テンキテンキ村オートキャンプ場	河畔のオートキャンプ場	丹後町竹野 432
丹後町	鞍内キャンプ場	緑豊かな山間部にあるキャンプ場	丹後町小脇 419-2
丹後町	丹後温泉はしうど荘	各種体験ができる伝習館の他、温泉、宿泊施設がある	丹後町間人 632-1
弥栄町	丹後半島森林公園スイス村	コテージ、バンガロー、キャンプ場など	弥栄町野中 2562
弥栄町	風のがっこう京都	環境・自然体験学習施設で、宿泊もできる	弥栄町野中 329-1

弥栄町	丹後あじわいの郷	はな、ふれあい、あじわいをテーマとしたテーマパーク	弥栄町鳥取 123
久美浜町	風蘭の館	本格そば打ち体験、宿泊もできる	久美浜町蒲井 518-1
久美浜町	かぶと山公園キャンプ場	久美浜湾に抱かれたかぶと山のふもとにあるキャンプ場	久美浜町向磯 2625
久美浜町	奥山自然たいけん公園	周囲をぐるりと山に囲まれたキャンプ場、バンガローあり	久美浜町二俣 60-20

■資料館等

地域	名 称	概 要	所 在 地
網野町	琴引浜鳴き砂文化館	琴引浜や鳴き砂についてパネルなどで展示・紹介	網野町掛津 56
網野町	網野郷土資料館	農具などの衣食住に関する道具などを展示	網野町木津 823
丹後町	丹後古代の里資料館	縄文～中世の時代ごとに石器・土器・玉類などを展示	丹後町宮 108
久美浜町	豪商稲葉本家	江戸時代、巨万の富を得た稲葉家の豪邸を再生	久美浜町 3102

■スポーツ施設、公園

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	峰山途中ヶ丘公園	アスレチック、陸上競技場、多目的グラウンド、公園	峰山町長岡 876
峰山町	峰山総合公園	野球場、テニスコート	峰山町荒山 248
大宮町	小町公園	小野小町ゆかりの地に立ち、展示室、イベント広場など	大宮町五十河 302
網野町	八丁浜シーサイドパーク	多目的芝生広場、公園	網野町浅茂川 377-80 他
網野町	浅茂川温泉プール	浅茂川温泉静の里内にある全天候型 25m 温泉プール	網野町浅茂川 1449
網野町	離湖公園	離山沿いには散策路があり、美しい桜が湖畔を飾る	網野町小浜 908
丹後町	城嶋公園	丹後町間人の西端に隣接する、標高 21 メートルの小島	丹後町間人
弥栄町	スイス村スキー場	家族向けの緩やかなゲレンデが人気のスキー場	弥栄町野中 328-1

■景勝地

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	権現山	室町・戦国時代には吉原山城が築かれていた	峰山町吉原
峰山町	磯砂山	標高 661 メートル、羽衣天女が舞い降りたという伝説	峰山町鱒留
大宮町	内山ブナ林	北近畿最大級ブナ林が標高 450m 以上の斜面に広がる	大宮町五十河
大宮町	崇山森林公園	天気の良い日には遠く日本海が一望できる	大宮町谷内
網野町	夕日ヶ浦	夕日の名所、日本の夕陽百選	網野町浜詰
網野町	琴引浜	鳴き砂で有名な白砂青松の景勝地、全長は 1.8km	網野町掛津
網野町	五色浜	入り組んだ岩場が特徴の浜	網野町塩江
網野町	離湖	周囲 3.8km、京都府下最大の淡水湖	網野町小浜
網野町	霧降りの滝	幅 4m、高さ 21m、水しぶきが霧となって降り注ぐ	網野町新庄
網野町	最北子午線塔	日本標準時子午線の最北の地	網野町浅茂川
丹後町	経ヶ岬	近畿最北端、青い海と空を背景に白垂の灯台が際立つ	丹後町袖志
丹後町	袖志の棚田	海と集落と棚田を望む景観、日本の棚田百選	丹後町袖志
丹後町	穴文殊	丹後町尾和の海食崖に形成された高さ約 10m の海食洞	丹後町尾和
丹後町	丹後松島	日本三景の一つ「松島」と似た絶景	丹後町上野
丹後町	屏風岩	安山岩からなる海上面に直立した離れ岩	丹後町筆石
丹後町	立岩	周囲約 1km、日本でも数少ない玄武岩の自然岩	丹後町竹野
丹後町	依遅ヶ尾山	山頂からは間人集落、日本海が一望できる	丹後町
丹後町	碓高原	遠くに日本海を望む高原牧場	丹後町碓
弥栄町	野間川	アユやアマゴ、ホタルが住む清流	弥栄町野中
弥栄町	味土野大滝	標高 260m の地点にかかる落差約 20m の滝	弥栄町須川
弥栄町	太鼓山	丹後半島の中央、リゾート施設、風力発電施設がある	弥栄町野中
久美浜町	小天橋	なだらかな弧を描く白砂の海岸線	久美浜町湊宮
久美浜町	久美浜湾	穏やかな内海にカキ棚が広がる	久美浜町
久美浜町	かぶと山	山頂展望台からの久美浜湾と日本海の眺望は絶景	久美浜町

■史跡

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	赤坂今井墳墓	弥生時代後期としては国内最大級の墳墓、国指定史跡	峰山町赤坂
峰山町	湧田山古墳群	大小円墳など約30基で構成される丹後地方屈指の古墳群	峰山町丹波、矢田
網野町	網野銚子山古墳	全長198m日本海側最大の前方後円墳、国指定史跡	網野町網野
丹後町	神明山古墳	全長190m日本海側で2番目の前方後円墳、国指定史跡	丹後町宮
弥栄町	大田南古墳群	日本最古の紀年銘鏡「方格規矩四神鏡」が出土	峰山町矢田、弥栄町和田野
久美浜町	湯舟坂古墳	金銅装双龍式環等頭大刀が出土したことで有名	久美浜町須田
久美浜町	函石浜遺物包含地	44ヘクタールの広大な遺跡、国指定史跡	久美浜町湊宮

■社寺

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	金刀比羅神社	讃岐金毘羅権現の分霊をお迎えしたことに始まる	峰山町泉1165-2
峰山町	乙女神社	天女の娘の一人を祀ったとされる	峰山町鱒留
峰山町	比沼麻奈為神社	羽衣天女とされる豊受大神を祀る	峰山町久次510
峰山町	慶徳院	禊絵寺として有名	峰山町五箇1792
峰山町	縁城寺	養老元年(717)の創建、丹後でも有数の古刹	峰山町橋木873
大宮町	大宮売神社	町名の由来ともなった由緒ある神社	大宮町周枳1022
網野町	嶋児神社	浦島伝承が伝えられ、「水江浦嶋子」を祀る	網野町浅茂川
網野町	網野神社	地名の由来である白鳥伝説が残る神社	網野町網野788
網野町	静の杜・静神社	源義経の愛妾・静御前の木像を祀っている、展望台あり	網野町磯
丹後町	竹野神社	竹野川河口近く、本殿、中門などが府文化財に登録	丹後町宮249
久美浜町	如意寺	関西花の寺第七番札所として知られる	久美浜町1845
久美浜町	宗雲寺	紅葉の名所として知られる、京都府指定名勝の庭園	久美浜町1268
久美浜町	神谷神社	祭神は丹波道主命など四座を祀る	久美浜町1314

■その他施設等

地域	名 称	概 要	所 在 地
峰山町	御旅市場	日本一短いアーケード、フリーマーケット定期開催	峰山町御旅
大宮町	平地地蔵	高さが5.3mもある京都府内最大の地蔵	大宮町上常吉
網野町	アミティ丹後	丹後ちりめん製品、工芸品、地酒など特産品が並ぶ	網野町網野367
網野町	郷村断層	昭和2年3月7日大地震による断層、国天然記念物	網野町郷、生野内
丹後町	道の駅てんきてんき丹後	丹後一円の特産品が並ぶ、レストランもある	丹後町竹野313-1
丹後町	碓高原ステーキハウス	厳選された京都牛ステーキ、京都ワインが堪能できる	丹後町碓1
丹後町	間人皇后・聖徳太子母子像	聖徳太子の母、間人皇后が身を寄せた間人に立つ	丹後町間人
弥栄町	細川ガラシャ夫人の碑	明智光秀の娘ガラシャが暮らした味土野の地に立つ	弥栄町味土野
久美浜町	茶屋あそび石	おばちゃんの手料理が食べられる農家レストラン	久美浜町二俣362-4
久美浜町	くみはま SANKAIKAN	産地直送の野菜が人気のおみやげ処	久美浜町浦明1709

■花

地域	花 名	施 設 名	開花時期	
弥栄町	福寿草	野間地域	3月	
網野町	水仙	静の杜・静神社	3月～5月	
丹後町		丹後松島展望所周辺	3月～5月	
久美浜町	桜	かぶと山公園	4月上旬～中旬	
丹後町		経ヶ岬	4月上旬～中旬	
網野町		静神社	4月上旬～中旬	
弥栄町		丹後あじわいの郷	4月上旬～中旬	
丹後町		丹後松島展望所周辺	4月上旬～中旬	
網野町		離湖公園	4月上旬～中旬	
峰山町		比治山峠		4月上旬～中旬
久美浜町				
弥栄町		水辺公園 やさか野		4月上旬～中旬

大宮町	桜	峯空園	4月上旬～中旬	
峰山町		薬師ヶ丘さくらの森公園	4月上旬～中旬	
久美浜町	桃	くみはま SANKAIKAN 周辺	4月上旬～中旬	
丹後町		徳光高山桃団地	4月上旬	
弥栄町	チューリップ	丹後あじわいの郷	4月	
久美浜町	ツツジ	如意寺	4月	
久美浜町		東山公園	4月	
久美浜町	梨	平田地区	4月中旬～下旬	
久美浜町	ニセアカシア	函石浜遺跡周辺	5月	
網野町	ハマナス	八丁浜	5月～9月	
弥栄町	紫陽花	森林公園スイス村	6月下旬～7月	
丹後町	ラベンダー	碓高原牧場周辺	7月	
久美浜町	風蘭	風蘭の館	7月	
久美浜町	ユウスゲ	箱石浜海岸	7月	
弥栄町	蓮	丹後あじわいの郷	7月上旬～中旬	
弥栄町	桔梗	細川ガラシャ夫人の碑周辺	7月～8月	
久美浜町	トウテイラン	箱石浜海岸	7月～11月	
久美浜町	萩	如意寺	9月	
丹後町	コスモス	久僧地区	9月～10月	
峰山町		五箇地区	9月～10月	
弥栄町		丹後あじわいの郷	9月～10月	
大宮町	紅葉	崇山森林公園	10月下旬～11月	
大宮町		内山自然遊歩道・高山	10月下旬～11月	
峰山町		乙女神社	11月	
峰山町		金刀比羅神社	11月	
久美浜町		宗雲寺	11月	
峰山町		天女の里	11月	
弥栄町		野間地域	10月中旬～11月中旬	
峰山町		峰山城址	11月	
峰山町		椿	金峰神社	1月～3月

■伝説

地域	名 称	概 要
峰山町	丹後七姫・羽衣天女	峰山町磯砂山中腹に羽衣天女が舞い降りたといわれる
大宮町	丹後七姫・小野小町	絶世の美女、小野小町は都を逃れ、大宮町五十河に隠れ住んだといわれる
網野町	丹後七姫・静御前	源義経の妾、静御前は網野町磯で生誕したとされている
網野町	丹後七姫・乙姫(浦島太郎)	日本最古の浦島太郎伝説の地で、太郎、乙姫を祀ったとされる神社が網野町にある
丹後町	丹後七姫・間人皇后	聖徳太子の母、間人皇后は大和政権の争乱を避け間人に身を寄せていたとされる
弥栄町	丹後七姫・細川ガラシャ	明智光秀の娘、ガラシャは弥栄町味土野で暮らしたとされる
久美浜町	丹後七姫・川上摩須郎女	久美浜の豪族で、大和朝廷から丹後平定を命じられた丹波道主命の妻
丹後町	鬼退治伝説	立岩に大江山の鬼が閉じ込められたという、麻呂古親王の鬼退治伝説がある
久美浜町	スサノオノミコト伝説	ヤマタノオロチを退治したスサノオノミコトの伝説が久美浜町に伝わります

■特産品

名 称	概 要
松葉ガニ	11月上旬から3月下旬まで日本海から水揚げされ、様々な料理が楽しめる
間人ガニ	松葉ガニの中でも、日帰り漁で間人漁港で水揚げされ、厳選されたカニ
カキ	波穏やかな久美浜湾で育まれたカキは形が良く、ぷっくり太って豊かな味
サワラ	京都府はサワラの漁獲量日本一で、料理方法なども研究され、新たな特産品に
魚貝類	ウニ、アワビ、サザエ、ワカメ、タイなど、四季を通して新鮮な魚貝類が豊富にある
丹後産コシヒカリ	全国食味ランキング※で「特A」に評価される、豊かな自然がもたらす美味しいお米
地酒	伝統ある酒蔵からさまざまな銘柄の地酒が生み出されている
果物	ブドウ、ナシ、メロンなど、夏から秋にかけて甘くてみずみずしい果物がとれる

ばら寿司	さばのおぼろを使うのが特徴の丹後の伝統料理
このしろ寿司	久美浜湾でとれたこのしろを1尾使った姿寿司で、冬季限定
丹後ちりめん	日本一の絹織物産地で、着物の他、スカーフ、化粧品、小物などお土産物がそろう

■主なイベント

時期	名 称	開催地
4 月	さくらまつり	峰山町、大宮町、網野町
	京丹後ちりめん祭	網野町
	ウエスタンリーグ公式戦	峰山町
6 月	はだしのコンサート	網野町
	海びらき	網野町、丹後町、久美浜町
7 月	小浜離山弁天まつり	網野町
	間人みなと祭	丹後町
	水無月祭	網野町
8 月	フェスタ「飛天」in 京丹後	峰山町
	小天橋夏祭り	久美浜町
	京丹後市ドラゴンカヌー選手権大会	久美浜町
	網野カップサッカー大会	網野町
	千日会観光祭	久美浜町
	竹野川水系万灯	大宮町
9 月	夕日ヶ浦納涼花火大会	網野町
	梨狩り山開き	久美浜町
	パンプキンフェスティバル	大宮町
	歴史街道丹後 100km ウルトラマラソン	網野町他
	ちりめん丹後夢よさこい	弥栄町
	間人こころ灯籠祭	丹後町
10 月	果実祭	久美浜町
	あみの八丁浜ロードレース大会	網野町
11 月	カニ漁解禁	網野町、丹後町
	こんびらさんの紅葉祭	峰山町
12 月	久美ナリエ	久美浜町
	スイス村スキー場開き	弥栄町
2 月	百度打ち	丹後町
3 月	カニの町「丹後町」親善ゲートボール大会	丹後町
	丹後震災記念展	峰山町
	斎宮初午祭	丹後町

4 観光関連事業の補助制度・関係法令

(1) 補助制度等

① 京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光の魅力づくり推進事業補助金交付要綱			
趣旨	京丹後市の美しい自然や景観、歴史、文化、産業等豊かな資源を活かした個性ある観光地づくりを推進するため、市内で実施される観光の魅力づくりに寄与する事業に対し補助金を交付する。			
対象者	団体等			
対象事業	(1) 温泉源掘削、維持管理及び配湯施設整備事業 (2) 環境保全整備事業 (3) 誘客施設整備事業 (4) 誘客、宣伝事業 (5) 前各号に掲げるもののほか観光の魅力づくりに寄与し、公共性、公益性があると認められるもの			
対象の範囲等	事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
	温泉源掘削、維持管理及び配湯施設整備事業	温泉源の改修工事、認める工事に関する経費	10/10以内 (補助の効果が極めてあると認められる場合は補助率は5/10以内)	一の年度につき500万円
	環境保全整備事業	清掃関係機械の購入・格納庫設置、修景等環境の保全整備に関する経費		市長が必要と認める額
	誘客施設整備事業	新規の観光集客施設整備に関する経費		一の年度につき500万円
	誘客・宣伝事業	誘客サイン※の設置、整備等に関する経費		一の年度につき500万円
その他観光の魅力づくりに資する事業	観光産業の振興に資すると市長が必要と認める経費	一の年度につき500万円		
その他	借入れを起し事業を実施する場合は、その返済期間内において一の年度につき500万円を限度とし、最長5年にわたり補助金を交付することができる。			
問い合わせ先	京丹後市商工観光部観光振興課 TEL 0772-69-0450			

② 京丹後市観光のまちづくり推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光のまちづくり推進事業補助金交付要綱		
趣旨	地域の自然、歴史、文化、景観及び産業を活かした個性と魅力あふれる観光のまちづくりを推進するため、市内で製造業を営む事業者(以下「事業者」という。)が交流人口の増加を図るために行う環境整備に対し、補助金を交付する。		
対象者	製造業を営む事業者		
対象事業	事業者が次に掲げる事業を新たに実施する場合であって、補助対象事業に係る費用(以下「事業費」という。)が50万円を超えるもの (1) 見学ルート、体験事業の充実を図る工事 (2) 前号に掲げるものに準じる事業であって、市長が必要と認めるもの		
対象の範囲等	補助対象経費	補助率	補助限度額
	見学ルート、体験事業の充実を図る工事等の事業費	1/2以内	250万円
問い合わせ先	京丹後市商工観光部観光振興課 TEL 0772-69-0450		

③京丹後市観光業等活性化推進事業補助金

要綱等の名称	京丹後市観光業等活性化推進事業補助金交付要綱		
趣旨	多様な地域資源を活かした地域経済への波及又は地域文化の振興等、まちの活性化及び交流人口の拡大に寄与する各種大会を主催する団体(以下「団体」という。)に対し、補助金を交付するものとする。		
対象者	団体		
対象事業	(1) 市内の団体が、市内において主催する大会であること。 (2) 大会の関係者が市内のホテル、旅館等に宿泊し、その数が延べ100人以上となる大会であること。		
対象の範囲等	補助対象経費	宿泊延べ人数	補助金額
	対象となる大会の事業費	100人以上 500人未満	10万円以内
		500人以上 1,000人未満	30万円以内
		1,000人以上	50万円以内
問い合わせ先	京丹後市商工観光部観光振興課 Tel.0772-69-0450		

④京丹後市商工業支援補助金交付要綱

要綱等の名称	京丹後市商工業支援補助金交付要綱	
趣旨	商工業者の主体的事業及び取組を支援し、もって本市の商工業の振興及び自立化の促進を図り、活力と魅力あるまちづくりを推進するため、補助金を交付するものとする。	
対象者	商工業者	
対象事業等	補助対象経費等	補助金額等
事業拡大等人材育成事業	事業拡大(新分野進出)のため、後継者及び従業員に技能習得、能力開発及び技術革新に対応することを目的に、市内に本社を有する企業又はグループが行う人材育成事業で、次の経費とする。訓練校等の入学金、教材費、受講料その他市長が認める経費	対象経費の3分の1以内の額とし、市内に本社を有する企業にあっては年額25万円、グループにあっては年額20万円を限度とする。
新商品・新製品開発事業	新商品、新製品等を開発するため、年間1テーマに絞って市内に本社を有する企業又はグループが開発を行う事業で、次の経費を対象とする。原材料費、設計費、試作費、外注加工費、委託費及び謝金(ただし、外注加工費及び委託費のみ場合は、対象としない。)	対象経費の3分の1以内の額とし、新商品、新製品の生産のための機械器具の製造開発にあっては50万円、その他にあっては30万円を限度とする。
起業家支援事業	市内において信用保証協会の保証対象業種に含まれる業を開業するため、市民が行う事業(ただし、事業形態又は業種にかかわらず既に事業を行っている者が行う事業を除く。)で、次の要件に該当する場合とする。	
	(1) 起業に伴う資金総額が400万円以上で、かつ、そのうちに占める借入金が300万円以上の場合	50万円とする。
	(2) 起業に当たり、前号の要件を満たし店舗又は工場を2年以上の賃貸契約で確保し、及び事業を開始した場合	賃貸料の2分の1以内の額とする。ただし、月額2万円を限度とする。

事業転換支援事業	<p>新分野へ事業転換(ただし、信用保証協会の保証対象業種へ事業転換に限る。)をするため、市内の小規模事業者(従業員5人以下)が行う事業で、業種の要件に該当する場合とする。また、事業の転換に伴う資金総額が500万円以上で、かつそのうち占める借入金が300万円以上の場合</p>	50万円とする。
空き店舗対策事業	<p>市内既存商店街の空き店舗を利用して新たに営業を開始するため、市民が行う事業で、次の要件のいずれにも該当する場合とする。</p>	
	<p>(1)信用保証協会の保証対象業種又は市長が認める業種で事業開始した場合</p> <p>(2)開店に当たり、店舗を購入又は2年以上の賃貸契約で確保し、及び事業開始した場合</p>	<p>20万円とする。</p> <p>賃貸料の2分の1以内の額とする。ただし、月額2万円を限度とする。</p>
織物業経営革新等推進事業	<p>経営革新等のため、市内において自らが所有する設備等により繊維製品の製造又は加工の事業を営む市内に本社を有する企業(日本標準産業分類112「織物業」に属する会社又は個人)又はグループが主体的に実施する次の各号に掲げる事業で、次の経費を主な対象とするほか、交付申請の期間その他の手続については、別に定めるところによる。</p> <p>謝金(専門家)、旅費(専門家、事業者)、調査・企画・試作開発・生産・販路開拓・広報宣伝に係る経費(原材料費、設備購入改良費、借料、展示会出展等を含む。)、事業の一部を委託する経費(デザイン費、加工費、コンサルタント料、コーディネート料等を含む。)等</p> <p>(1) 経営基盤強化事業 地域を生産拠点とした主体的な研究、生産、販売等に係る事業であって、次のいずれかに該当するもの ア 製造品が従来と異なるもの イ 従来製造品に新たな価値を付加したもの ウ 販売ルート、販売形態が従来と異なるもの</p> <p>(2) サービス体制構築事業 複数機業のグループ化またグループの機能化に向けて取り組むもの</p> <p>(3) 合併等企業再編事業 合併、営業の譲り受け、有限責任事業組合等の設立等、再編に向けて取り組むもの</p> <p>(4) 異分野進出等事業再編事業 日本標準産業分類112「織物業」以外の事業分野に進出又は転換するもの</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、15万円を下限とし、200万円を超える。</p>
問い合わせ先	京丹後市商工観光部商工振興課 TEL 0772-69-0440	

⑦京丹後市街なみ環境整備事業協議会活動費補助金

要綱等の名称	京丹後市街なみ環境整備事業協議会活動費補助金交付要綱
趣旨	美しくゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を目的として、街なみ環境整備事業制度要綱(平成5年4月1日付け建設省令第27号。以下「制度要綱」という。)第2第4号に定める協会の発助成事業を実施するため、当該協議会等に対して、補助金を交付する。
対象者	市が定めた街なみ環境整備促進地域に係る地区内権利者等により構成され、かつ、区域の良好な街なみの形成方針等に係る検討を行う協議会等の代表者
対象事業	(1)良好な街なみ形成方針等に係る調査、研究及び立案に関する事業 ア 街なみ環境整備促進区域内の住民等の意識調査 イ 勉強会及び先進地視察の実施並びに各種資料の収集 ウ アドバイザー等による助言及び指導 エ 街なみ形成方針等の検討及び立案 (2)良好な街なみ形成方針等に係る啓発及び誘導に関する事業 ア 街なみ形成方針等の広報 イ 街なみ形成方針等に基づく街なみ環境整備事業の啓発及び誘導 ウ 街づくり協定の検討及び締結 (3)前2号に掲げる事業のほか、良好な街なみ形成方針等の検討に必要な事業
補助対象費用及び補助金額	事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる費用の合計額(当該合計額が100万円を超える場合は、100万円)とする。
問い合わせ先	京丹後市建設部都市計画・建築住宅課 Tel0772-69-0530

⑧京丹後市地域まちづくり支援事業補助金

要綱等の名称	京丹後市地域振興対策事業補助金交付要綱
趣旨	『地域のみなが望むまち』を計画・実施・評価するため、住民自らがあらゆる段階で携わり、計画的にまちづくりが展開されることを目的に、自らの住む地域の中長期的な「地域まちづくり計画」を策定して、活のある豊かで自立した地域づくりに積極的に取り組まれる地域を支援する。
対象者	「地域まちづくり計画」の策定を実施する地区等(連合区、地域活性化協議会、村づくり委員会、小学校区や旧村範囲内の地区が共同で実施しても可)
対象経費等	ア) 地域まちづくり計画調査事業(計画書策定のための調査費) ・ 計画策定を実施する組織づくり ・ 計画策定のスケジュール検討 ・ 地域の現状・課題・住民意識等の調査 ・ 調査結果の整理・分析 ・ 先進地の視察 ・ 調査報告書の作成等にかかる費用(報償費・旅費・費用弁償・消耗品費・印刷製本費・会議費・通信運搬費・使用料および賃借料) イ) 地域まちづくり計画策定事業(計画書策定に要する経費) ・ 検討会議 ・ 計画書の作成 ・ 計画書の各戸配布 ・ 計画の地域住民への周知(説明会・チラシなど)等にかかる費用
補助金額	ア、イいずれも補助対象経費の3分の2(千円未満切捨て)、限度額各10万円
問い合わせ先	京丹後市市民部市民協働課 Tel 0772-69-0240

⑨ 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金 ※平成21年度

要綱等の名称	京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金募集要項	
趣旨	地域に暮らす方々が協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域にするべく工夫して活動する「地域力再生活動」に対して支援を行う	
対象者	地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体（住民自治組織、NPO等）	
対象事業	地域力の再生に資する次の事業 ・環境保全活動 ・子育て支援活動 ・共助型福祉活動 ・防災、防犯活動 ・地域美化活動 ・地域産業おこし ・地域商業の活性化 ・農村、都市交流活動 ・地域スポーツ振興 ・地域文化活動 ・地域行催事 ・その他特に認める活動	
	京都府	市町村 (財団法人京都市市町村振興協会)
補助率	原則として1/3以内	原則として1/3以内
交付金の上限額	ソフト事業…200万円以内 ハード事業…200万円以内	ソフト事業…200万円以内 ハード事業…200万円以内
問い合わせ先	京都府丹後広域振興局企画総務部企画振興室 Tel 0772-62-4300	

⑩ さわやかボランティア・ロード制度（京都府）

要綱等の名称	さわやかボランティア・ロード制度要領	
趣旨	京都府が管理する道路の環境美化に住民等がボランティアとして参画することにより、快適な道路環境を確保するとともに道路保全に対する住民意識の高揚を図る	
対象者	定期的にボランティアで道路環境美化活動を行ってもらえる団体、地元自治会、企業等の法人など	
事業内容	・府が管理する道路の一定区間で定期的に清掃や除草・植栽管理等のボランティアを行っていただくための仕組みです。 ・区間の始点と終点にボランティアの名称等を表示したサイン※を立て、社会奉仕活動であることをアピールします。	
支援内容	・サイン※（看板）の設置、清掃用具等の貸与若しくは支給、ボランティア保険の加入等を行う ・市に清掃回収した一般廃棄物の処理等の調整を図る	
問い合わせ先	京都府丹後土木事務所 Tel 0772-22-3244	

⑪ グリーンワーカー事業（環境省）

要綱等の名称	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業実施要領	
趣旨	国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民の方々をグリーンワーカーとして雇用し、各種の自然環境保全活動を実施することにより、より質の高い国立公園等の管理を推進する。	
対象者	NPO、公益法人、任意団体、小企業などの地域に密着した事業者、あるいはその事業に熱意のある事業者	
事業内容	・動植物の保護、保全 ・環境美化 ・景観維持 ・施設（登山道や園地など）の維持管理 ・調査（動植物の調査など）	
支援内容	環境省の委託を受けて事業を行うこととなり、該当する事業経費は全額委託料として交付される	
問い合わせ先	京都府丹後土木事務所 Tel 0772-22-3244	

(2) 関連法令等

①京丹後市条例

○京丹後市まちづくり基本条例（平成19年12月21日）

私たちの京丹後市は、新たな地方分権時代のまちづくりに対応するため、平成16年(2004年)4月に旧中郡の峰山町及び大宮町、旧竹野郡の網野町、丹後町及び弥栄町、旧熊野郡の久美浜町の6町が合併して誕生しました。

市域は、丹後半島の美しい海岸線や清らかな河川、緑あふれる山野などの豊富な自然に恵まれ、市内各地には『古代丹後王国』の存在を思わせる古墳や遺跡が数多く分布しています。そのような環境の中で私たちは、丹後ちりめんに代表される地場産業や、それぞれの土地に根ざした文化を育みながら地域社会を形成してきました。

京丹後市となって新たな歴史の一步を踏み出した今、それら貴重な地域資源を活かしながら、全市一体となって、市民みんなが住みやすく将来に希望のものをまちづくりに取り組むことが求められています。

そのためには、自治の主役である市民一人ひとりが市政に関心を持つとともに、市民自らが考え、責任をもってまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民と市が、それぞれの果たすべき役割を分担し、相互に補完しながら協働して取り組まなければなりません。

このような認識のもと、市のまちづくりの基本的なことを定める最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市の目指すまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者をいう。

(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。

(3) 自治 自分たちのことは、自分たちで考え行動し、治めることをいう。

(4) 協働 市民及び市並びに市民相互が目的を共有し、それぞれの役割と責任を担いながら、お互いに補完し協力することをいう。

(5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画、実施及び評価に主体的にかかわることをいう。

(6) 情報共有 市と市民相互が、市政全般に関する情報を公開又は開示により発信し合い、相互に共通してこれを保有することをいう。

(条例の位置付け)

第3条 市は、他の条例、規則等によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

2 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)並びにまちづくりに関するその他の計画は、この条例に沿って策定されなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念及び目標

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の福祉の増進と地域社会の発展を目指し、市民及び市が、自治と協働によって進めるものとする。

(まちづくりの目標)

第5条 市民及び市は、まちづくりの基本理念に基づき、次の各号に掲げるまちづくりを推進する。

(1) 健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり

(2) 安全で安心して暮らせるまちづくり

(3) お互いに支え合い、助け合うまちづくり

(4) 歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり

- (5) 美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
(6) 次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまちづくり

第3章 まちづくりの原則

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、市民及び市が市政全般について情報共有することを原則として進めなければならない。

(市民参加の原則)

第7条 まちづくりは、市民の参加により市民の意思を反映していくことを原則として進めなければならない。

第4章 情報共有

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

(情報に関する権利)

第9条 市民は、法令等で制限されるものを除き、市の保有する情報の提供を受け、又は自ら取得する権利を有する。

(情報共有するための制度)

第10条 市は、市民との情報共有を進めるため、次の各号に掲げる制度の充実に努めるものとする。

- (1) 市の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 市の会議を公開する制度
- (3) 市の保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 市民の意見、提言等ができる制度

第5章 市民参加

(市民の権利)

第11条 私たち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

(市民の役割)

第12条 私たち市民は、まちづくりへの参加が自治と協働を進めるものであることを自覚して、まちづくりに参加するように努めなければならない。

- 2 私たち市民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民相互は、連帯と協力を基本にして、互いの意見と行動を尊重しなければならない。
- 4 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めなければならない。

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

第6章 市議会

(市議会の責務)

第14条 市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、まちづくりの展望をもって活動しなければならない。

- 2 市議会は、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、主権者たる市民に対して、議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、議員活動を通じて自治の実現及びまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職責を遂行し、市民の負託に応えなければならない。
- 3 市議会議員は、政策の提言及び提案に努めなければならない。

第7章 市長及び市職員

第1節 市長及び市職員の責務

(市長の責務)

第16条 市長は、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、法令を誠実に遵守し、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(職員の責務)

第 17 条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識するとともに、全体の奉仕者であることを自覚し、市民と協働してまちづくりの推進に努めなければならない。

2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第 2 節 財政運営

(財政運営の基本)

第 18 条 市長は、総合計画及び行財政改革の基本方針を踏まえ、予算の編成及び執行を行い、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第 19 条 市長は、毎年度の予算編成から決算認定まで、市民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

(財産管理)

第 20 条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、その財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

第 8 章 住民自治

(住民自治の定義)

第 21 条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。

(住民自治に関する市民の役割)

第 22 条 私たち市民は、住民自治の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。

(住民自治に関する市の責務)

第 23 条 市は、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重し、必要に応じて支援するものとする。

(住民自治組織の設置運営)

第 24 条 私たち市民は、地域の発展、振興及び活性化を図るために、区・自治会をはじめ、市民活動団体等で構成する住民自治組織を設置運営することができる。

2 住民自治組織は、それぞれの地域の振興を図るために自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくりその実現に努めるものとする。

3 住民自治組織は、広域的な連携に努めるものとする。

第 9 章 市政運営

(市政運営の基本)

第 25 条 市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

2 市は、計画策定、企画立案から実施及び評価に至るまでの過程において、市民が広く参加及び協働できる機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市政について市民にわかりやすく説明する責務を有する。

(行政評価)

第 26 条 市は、政策等の目的と成果を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価の実施に努め、その結果をわかりやすく公表するものとする。

(外部監査)

第 27 条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。

(連携及び交流)

第 28 条 市は、近隣自治体及びその他の機関等との情報の共有と相互理解のもと、連携及び協力に努めるものとする。

2 市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。

(危機管理体制の確立)

第 29 条 市は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(子どもの育成)

第 30 条 市及び市民は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

第 10 章 住民投票

(住民投票)

第 31 条 市は、京丹後市にかかわる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第 11 章 条例の改正

(条例の検討及び見直し)

第 32 条 市は、この条例の施行後 4 年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを適切に反映させなければならない。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成 16 年 4 月 1 日）

京丹後市は、一部港湾地域等を除き、その海岸線は、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国定公園に指定されており、また、丹後半島の脊梁山地は、京都府自然環境保全地区に指定されたブナ林を形成するとともに、この山塊を源とする幾多の清流など、豊かで美しい自然環境に恵まれている。

この誇るべき財産は、市民のみならず、現在及び将来にわたる国民の利益のために保全することが求められている。そのためには、山・川・里及び海の環境保全並びに市域全体の美化が不可欠であり、市、事業者及び市民はもちろんのこと、京丹後市を訪れるすべての人が協力し、互いに情報を共有するとともに責務を分かち合いながら、自然環境の保全に努めなければならない。

この理念を遂行するために、本条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、京丹後市の豊かな自然環境を保全していくために、必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって市域の美化を行い、美しいふるさとづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行うすべての事業者をいう。
- (2) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (3) 飼い主 犬を所有し、飼育し、又は管理する者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 自動販売業者 市内で飲食料等を自動販売機により販売する者をいう。
- (6) 空き缶等のごみ 飲食料品を収納していた容器、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、釣りに用いる用具及びこれらに類するもので、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (7) ふん害 飼い犬のふんにより、海浜・道路・河川・公園その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地(以下「他人の土地」という。)を汚すことをいう。
- (8) 回収容器 空き缶等のごみを回収するために設置され、又は持ち歩かれる容器をいう。
- (9) ポイ捨て 回収容器以外の場所に空き缶等のごみを捨てることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、環境保全及び美化に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、事業者、市民等、飼い主及び土地所有者等に対して、情報の提供を行い、環境美化意識の啓発及び高揚に努めるとともに、必要と認めるときは、指導又は助言を行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、空き缶等のごみの散乱防止のため啓発に努めるとともに、その事業活動に伴って生じたごみの散乱を防止しなければならない。

2 事業者のうち、自動販売業者は、その販売する場所に回収容器を設置し、適正な管理を行わなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、これらを散乱させることのないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃及び空き缶等のごみの散乱防止活動に参加し、地域における環境美化に努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、その犬が家庭外でふんを排出したときは、そのふんを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その土地の清潔を保持し、環境美化に努めなければならない。

(ポイ捨て等の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所又は他人の土地にポイ捨てしてはならない。

2 飼い主は、公共の場所又は他人の土地に、その犬の排出したふんを放置してはならない。

(重点区域の指定)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、空き缶等のごみの散乱及びふん害を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定し、又は重点区域を変更若しくは解除したときは、その区域等を告示しなければならない。

(重点区域内の重点施策)

第10条 市長は、重点区域内において、空き缶等のごみの散乱及びふん害防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(特別保護区域の指定)

第11条 市長は、自然環境を保全する上で特に重要と認める区域を特別保護区域に指定することができる。

2 第9条第2項の規定は、特別保護区域について準用する。この場合において、「重点区域」とあるのは「特別保護区域」と読み替える。

(特別保護区域内における禁止行為)

第12条 市民等は、特別保護区域内において、第8条に規定する禁止行為のほか喫煙・花火・キャンプ・炊飯その他自然環境の保全に影響を及ぼす行為を行ってはならない。

(特別保護区域内の重点施策)

第13条 市長は、特別保護区域内において、自然環境を良好に保全するための施策を重点的に実施するものとする。

(環境保護団体の認定)

第14条 市長は、重点区域内又は特別保護区域内において積極的に環境保護を行う団体(以下「環境保護団体」という。)を認定し、重点区域内における空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止、又は特別保護区域内の禁止行為について監視、指導、啓発及びその他の活動を行う権限を与えることができる。

2 市長は、環境保護団体に対し、財政的支援をすることができる。

(環境保護団体の活動)

第15条 環境保護団体は、市民等に対して積極的に自然環境保護の啓発を行うとともに、重点区域内又は特別保護区域内で定期的にパトロール等を実施し、指導等を行うものとする。

2 環境保護団体は、前項の指導に従わない者がいた場合には、速やかにその状況を市長に報告するものとする。

(命令)

第16条 市長は、第8条の規定に違反した者に対し、空き缶等のごみ、又はふんの回収等を命令することができる。

- 2 市長は、第 12 条の規定に違反している者に対し、その行為を禁止するよう命令することができる。
- 3 市長は、前 2 項に規定する命令に正当な理由なく従わない者に対し、市若しくは環境保護団体が行う環境保全講習の受講又は違反した現場付近の清掃を命令することができる。
(制裁措置)
- 第 17 条 市長は、前条第 3 項に規定する命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わない場合は、その者の氏名等を広報等で公表することができる。
(関係法令の活用)
- 第 18 条 市は、この条例の規定のほか、関係法令の規定に違反した者があるときは、当該法令を活用するものとする。
(美しいふるさとづくり審議会の設置)
- 第 19 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹後市美しいふるさとづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
(審議会の所掌事務)
- 第 20 条 審議会は、この条例の実施のための基本的事項(重点区域・特別保護区域の指定、環境保護団体の認定、行為規制、監視活動、啓発、情報提供等)について調査及び審議する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、住民からの提案や意見に基づき、又は自ら必要と認める場合に必要事項を調査及び審議し、市長に提案することができる。
(審議会の組織等)
- 第 21 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 2 委員は、公共的団体の代表者及び知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)
- 第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

②その他観光関連法令等

■京丹後市

- 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則(平成 16 年 4 月 1 日)
- 京丹後市の屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則(平成 16 年 4 月 1 日)

■京都府

- 旅館業法施行条例(昭和 23 年 11 月 1 日)

■国

- 旅館業法(昭和 23 年 7 月 12 日)
- 国際観光ホテル整備法(昭和 24 年 12 月 24 日)
- 旅行業法(昭和 27 年 7 月 18 日)
- 観光立国推進基本法(平成 18 年 12 月 20 日)

5 その他の主な意見

検討委員会、市民の皆さまからいただいた意見で、本計画に掲載できなかった主なものです。これらは今後の取り組みの参考とし、必要性、実現性の高いものは実行を検討します。

- ・京都から朝早く京丹後市へ到着する列車を設け、日帰り客の増加を図る
- ・丹後で生まれ育った人、骨をうずめようとする人の中から核となる人材を育てる
- ・京丹後市全体を一つのテーマパークとイメージして取り組む
- ・景勝地等のパノラマ絵地図及び記念プレート設置
- ・ドイツの保養地、バーデン・バーデンのように温泉地と自然景観を生かした観光地づくり
- ・行政職員の資質向上（行動力の向上、スピード化、親切・信頼、横の連携強化）
- ・市役所各市民局に、まちづくり、企画政策的な部署を設置し、地域の観光振興を支援する
- ・丹後七福神巡りの実施
- ・河川への水車の設置
- ・カジノの誘致
- ・海岸通りをカラー舗装化する
- ・ユニークで話題性のあるトイレを新しく整備する
- ・バスが停められるきれいなトイレを整備する
- ・丹後王国があったと言い切る、日本の歴史は丹後が発祥といえるくらいの題材をそろえてPRする
- ・久美浜湾で屋形船を運航する
- ・主要な古墳にはバスが停まれる駐車場、トイレ、看板をすべて整備する
- ・水上バイクの規制を行うこと
- ・丹後文化会館の活用、文化的イベントと観光との連携を図る
- ・市観光協会を京丹後市の入口にあたる大宮町へ移転してはどうか
- ・京丹後市の竹で使った箸を市内のすべての施設で使用するなど、ALL京丹後産を目指した取り組み
- ・海水浴、サーファーのための海浜温泉を整備する
- ・飲食店における緑提灯（地元食材使用のPRとなる）の推進
- ・京都太秦映画村へ働きかけ、時代劇ロケの誘致を行う
- ・カーナビゲーションによる誘導と観光案内看板の誘導が不一致な場所を整理する
- ・サーフィンの人気スポットであることをもっと売っていく、サーファーと連携した取り組みを検討する
- ・全国レベルのグラウンドゴルフ大会を誘致する（八丁浜シーサイドパーク、途中ヶ丘公園活用）
- ・お菓子の基本となる「あん」の原料、小豆をすべて京丹後市産にし、ブランド化したお菓子を開発する
- ・釣り客を誘致するため、釣り船、遊漁船、魚釣りの好適地であることをPRする
- ・家庭、地域においても、人に見てもらうための園芸を奨励し、きれいな街並みづくりを推進する
- ・インターネットにばかり頼らず、アナログ的な発信も逆に効果的なことがある
- ・インバウンド※などのメニューの一つに、ホームステイの受入整備を推進してはどうか
- ・インバウンドについては、ヨーロッパにも力を入れること（長期休暇が多く、丹後の自然が好まれる）
- ・地域の小さなイベント、祭りを大事にすること
- ・全国発信のために、大手企業、マスコミなどへの働きかけ、そのための商品、アイデアを考える
- ・学生の頃から地元で愛着をもってもらうために、イベント参加や着物を着てもらう機会などを設ける

※用語説明

用語	説明	掲載ページ
アクションプラン	政策や企画を実施するための行動計画。	3.4.5.27.33.35.36
アグリツーリズム	広義には「都市と農村の交流」の意で、日本では一般に「グリーンツーリズム」と呼ばれる。	35.38
イメージ戦略	競争状況と消費者行動を考慮しながら、商品等のイメージを築くためのマーケティング行動をとること。	31
インバウンド	もともとは「帰ってくる」、「内向きの」という意味で、外国人旅行者を日本へ誘致すること。	7.22.26.30.33.35.70
インフォメーションセンター	ここでは、あらゆる観光情報の提供を行う施設。	3138
インフラ	「インフラストラクチャー」の略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称で、道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・公園などが含まれる。	17
エコスポット	ここでは、環境に関する見学、体験、学習ができる場所又は施設をいう。	41
エコツーリズム	地域の環境や生活や文化を破壊せずに自然や文化に触れ、それらを学ぶことを目的に行う旅行。	4.18
キャッチコピー	特に人の注目をひくことを意図した短い広告文や宣伝文句。	31
京丹後市博士	「京丹後市博士育成講座」受講生の中から認定された、郷土の歴史や文化財を知るサポーター役。	31
京都府丹後観光圏（観光圏）	観光庁では、複数の観光地が連携して2泊3日以上滞る型観光地「観光圏」の形成を促進しており、京丹後市を含む3市2町で形成する「京都府丹後観光圏」が、平成20年に国の認定を受けた。	4.17.24.29.32
京丹後ふるさと応援団	本市の発展を真に応援してくださる方々の輪を全国に広げ、本市と団員の方々双方の連携を通して、活力あるまちづくりの推進を図る、ふるさと京丹後の応援組織。	31
クラインガルテン	ドイツ語で「小さい庭」を意味する滞在型農園。	42
グリーンツーリズム	農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然、文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅行。	31
グローバル化	様々な領域の問題が多く、多くの国を巻き込んで地球規模に拡大している事態。	7
ケーブルテレビ	通常の電波を使った放送ではなく、各家庭まで専用のケーブルを引いて限定された地域に放送を提供するサービス。京丹後市では平成21年12月にサービス開始予定。	31
コミュニティFM	通常のFMより出力の小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送。京丹後市では「FMたんご」が平成21年に開局。	31
コンセプト	概念、観念。	3.4.24
サイクルトレイン	自転車を列車に持ち込み、目的地まで行けるサービス。	30
サイン	看板。	6.18.26.30.58.63
山陰海岸ジオパーク	ジオパークとは科学的に見て重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園のことで、山陰海岸ジオパークは京丹後市から鳥取市までが含まれます。	15.16.17.21.27.30. 44.46.48
ジオサイト	科学的に見て重要で貴重な、あるいは美しい地質のある場所。	27
ジオツーリズム	地学的、地理的な観点に立って自然を見ながら行う旅行。	27
シータクシー	小型船舶を利用したチャーター船で海上タクシーとも呼ばれ、海上運送法第20条2項の「人の運送をする不定期航路事業」に該当する。	28.42
指定管理者制度	地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。	13
食味ランキング	財団法人穀物検定協会が毎年実施するもので、2008年産米の食味ランキングで、全国127の米産地の中から丹後産コシヒカリが、おいしい米産地の証明となる最高評価の「特A」ランクを獲得した(通算7回目)。	15.16.56
上限200円バス	丹後海陸交通との協働により、京丹後市内全域、すべての路線バスの利用料金を上限200円バスとするもの。市営バスについても同様に全路線を上限200円としている。	30
スローライフ	生活様式に関する思想の一つで、地産地消や歩行型社会を目指す生活様式、自分のできることを自前でやり、他人からの批判を受けないで生きていきたいという生き方。	8

丹後広域観光キャンペーン協議会	舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町及び伊根町の範囲で、京都府、各市町、民間の観光関連事業者・団体が一体となって、丹後地域の豊かな観光資源を幅広く情報発信し、観光客の誘致に努める組織。	4.30.32
丹後観光口コミ大使	丹後広域観光キャンペーン協議会が実施する「北京都丹後ふるさと検定」の合格者の中から、ふるさと丹後の魅力を観光客などに発信していただく大使として認定された方。	31
着地型観光	出発地で企画された旅行商品(発地型観光)に対して、観光地側の視点で企画された旅行商品のこと。	8
ツール	道具。	20.26.31
デジタルブック	パンフレットなどの印刷物をそのまま電子データ化したもので、ホームページ上での閲覧などが可能となる。	32
T-WAVE	インターネットを使って京丹後市内外の人と人をつなぐ情報交流サイト。	32
日本風景街道	道を舞台に地域住民や企業、行政など多様な主体による協働のもと、地域資源を活かした美しい国土景観の形成を図り、観光の振興や地域の活性化に寄与することを目的とした国土交通省の取り組み。平成19年に、国道178号(丹後町～久美浜町)のルートが登録された。	16.30
農家民泊	農家に宿泊して農作業体験や田舎暮らしを通じて、都市と農村の交流を図る取り組み。	24.28.38
フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関。	31
プロパー人材	専門の人材。	32.35
分宿	集団のメンバーが分かれて宿泊すること。	32
ヘルスツーリズム	自然豊かな土地を訪れ、自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態。	31
ホスピタリティ	旅行者や客を親切にもてなす気持ちや態度。	8.23.26.29.32.33.36
マーケティング	顧客が真に求める商品(サービスを含む)を作り、その情報を届け、顧客がその商品を得られるようにする活動を表す概念。	26.31
まちの駅	公共施設、個人商店など、既存空間を利用し、地域情報を提供し、交流を促進させる場。「おもてなし」の地域を目指し、これらの施設(駅)をネットワークする取り組みが各地で進められている。	31.39
モデルツアー	実際のツアーを実施するための見本的なツアーで、調査、PRなどを目的に行うもの。	17
ゆるキャラ	「ゆるいマスコットキャラクター」の略で、地方公共団体などがイベント、各種キャンペーン、村おこし、名産品の紹介などのような地域全般の情報PRなどに使用するマスコットキャラクター。	31
リピーター	一度訪れた施設や店舗、旅行先などに何度も足を運ぶ人のことを指す。	20
リピート	繰り返すこと。	20